

第8章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 介護サービスの質の向上

利用者が安心して質の高い介護サービスを利用できるようにするため、事業所の運営やサービス提供の状況を把握し、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言、介護人材の確保及び資質の向上等に努めます。

また、介護給付等対象サービスの取り扱いや介護報酬の請求等に関する事項について事業者にも周知、事業者の指定基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合の監査など、介護保険法に基づき、保険者として事業者への適切な指導・監査を実施します。

2 制度の普及啓発と情報提供

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、介護保険事業に関する情報の提供等により介護保険事業の趣旨の普及啓発を図ります。

また、急速に進展する高齢化、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、保健・福祉・介護保険サービスのニーズも複雑・多様化してきています。このようななか、高齢者が安心して生活するためには、多様で継続的かつ適切なサービスを受けることができる体制整備を図る必要があります。広報やホームページへの掲載を含めて、町民にとってわかりやすい情報提供に努めるとともに、サービス利用に結びつく相談体制の確保を図ります。

3 介護給付等に要する費用の適正化

町民が負担する介護保険料などを原資とする介護保険サービスの費用の適正化を行うことは、介護保険制度の信用と持続可能性を高める観点から重要な課題となっています。今後とも、各種資料などの点検を通じて、適正化事業の推進を図ります。

4 関係機関との連携強化

(1) 行政内部における関係部門との連携

介護予防の推進を含め、高齢者保健・福祉の施策を総合的に推進していくため、保健・福祉及び医療分野との連携はもとより、住宅、就労、教育、防災、まちづくり等との連携を図ります。

(2) 関係団体等との連携

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、こころ豊かに暮らしていくためには、行政のみならず、関係団体等と協働により、きめ細かいサービスを提供する必要があります。そのため、関係団体等との連携を図り、サービス提供体制を確保します。

また、介護保険サービスと障がい福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の実施に向けて、事業所等との連携・調整に努めます。

5 民間活力の活用・連携

介護保険制度の導入に伴い、多種多様な事業者が居宅サービスに参入でき、サービスの競争原理などにより質の向上やコストの効率化が図られることが期待されましたが、介護人材や社会資源の不足により、サービス供給体制の地域格差が生じ始めています。

引き続き新規事業者の参入を促進する募集広告の掲載を行うとともに、サービス提供が十分でない地域については隣県からのサービス提供が可能な体制の整備などを検討します。

6 計画の達成状況の点検及び評価

圏域の他保険者との比較において認定率、サービス受給率が低いことから、予防事業の効果は引き続き現れており、また、在宅サービスと施設サービスのバランスも、現時点の社会資源の中では確保されています。

今後も、各年度において、高齢者の自立支援効果が現れているか、住み慣れた地域で生活を継続することができるか、在宅サービスと施設サービスのバランスが取れているか等を点検し、評価していきます。